

要支援 1 要支援 2 事業対象者の方々へ

総合事業訪問生活援助

のご案内



総合事業訪問生活援助とは？

姫路市の定める研修を受けた従事者が皆様のもとに伺い、掃除や買物等の生活援助サービスを提供します。生活援助サービスの内容は、従来の訪問介護サービス（ヘルパー）と変わりありません。

介護サービスを担う人材のすそ野を高齢者の方等にひろげ、現役世代が減り続ける時代にあっても皆様に介護サービスを利用し続けていただけるよう始めた事業です。

ぜひ、積極的にご利用ください。

どういう人が使えるの？

- ◆ 要支援 1・2
- ◆ 事業対象者（要支援相当のサービスが必要な方）
上記の方にお使いいただけるサービスです。



利用料は使った分だけ！

※本人負担 1 割の場合※

- ◆ 20 分～45 分 183 円/回
- ◆ 45 分以上 225 円/回



サービス内容

- ◆ 本人居室やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
- ◆ 洗濯・物干し・取り入れ等
- ◆ 配膳、後片付け・一般的調理等
- ◆ 日用品の買物、薬の受取等

※入浴介助や移動介助等の身体介助サービスは含みません。

※平成 12 年 3 月 7 日付老計第 10 号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の生活援助の範囲内のサービスとなります。



お問い合わせは

姫路市役所 高齢者支援課まで

TEL 079-221-2853